

# 「暮らし実態アンケート」に取り組んで

本当にありがとうございました

全支部が参加できたこと、1550人の回答をいただき過半数突破ができたこと、心から喜んでいきます。みなさん、本当にありがとうございました。

コロナ、年金削減、物価高騰の中、女性の低年金、暮らしの今の実態を調査し、その改善へさらに運動を強めていきたいと22年9月から11月にとりくみ、基本的な集約を23年1月末に終わりました。開始の意思統一の場としていた女性部総会がコロナのために開けないままの出發で、このため、意義や内容、支部での具体化、集約方法など多くの点で不十分なことがあり、支部のみなさんにいろいろのご迷惑やご心配をかけました。

## 支部女性部代表者会議

船井、北桑田、亀岡、京都市内、向日、長岡京  
大山崎、宇治久御山、城陽、八幡、綴喜、相楽

日時 2月22日(水) 午前10時半

会場 教文センター101号室

丹後、宮津、舞鶴、福知山、綾部

日時 2月24日(金) 午後1時半

会場 舞鶴地区労事務所

それでも、アンケート活動は組合員の声を聞き、みんなの力で運動をすすめるという、組合活動の基本だとあらためて実感することができました。

生々しい実態と  
切実な声

全体での集約は完了し、あらためて女性の低年金の実態が数字的にも明らかになりました。また、生の声が653件寄せられ、その特徴もまとめました。簡単なアンケートと、短い声であっても、1550人から集まった中身の凄さ、不安の大きさに圧倒されました。まさしく「数は力」です。同時に今回集めきれなかった半数近い方の声を聞き取ることがこれからも求められています。

詳しいまとめと資料は、支部女性部代表者会議にまず提出し、実際に取り組んだ支部のみなさんの感想や教訓も生かして、3月、全体のまとめを完成、組合員

のみなさんにお返しするとともに、自治体交渉や今後の活動に生かしていく予定です。  
組合が、つながり、ゆとりに

暮らしの不安とともに、組合活動が、わけてもサークル活動が、みなさんのつながりを育て、暮らしのゆとり、生きる力になっていくことも伝わってきました。もっと活動内容を知らせてという要望も寄せられています。これらを各支部でも生かしていくことが大切です。

今後にどのようにつながっていくか、皆さんと一緒に考え実行していきたいと思えます。  
女性部事務局長・栗倉恵子

# 女性部だより

年金者組合  
京都府本部  
女性部発行  
2023年  
2月15日発行  
(第184号)

## 「たすけあい 介護サービス」

年金者組合員は介護保険制度を利用した福祉用具使用時の利用者負担分(1割)の助成を受けられます。ベッド、車いすなど13種類。まずは相談してください。

### 受付窓口

03-6256

-8967

- ・全労連共済共済事業会
- ・日本フロンティアネットワーク

支  
部  
女  
性  
部  
紹  
介右  
京  
支  
部

## 安心できる介護制度を

右京支部の新春のつどいが1月20日に開かれ23人が参加、新井康友さん（佛教大学）の介護保険制度改悪についての学習会も行われ好評でした。

しかし「75歳から84歳の高齢者の貧困率が最も高い、これで老後に夢はあるのか?」「特養に就職した24歳の女性は夜勤9回しても手取りは20万円しかない。優秀な人材は高収入を求めて海外へ。今の介護現場では無資格、未経験者が取り合えずという気持ちで働いている」「これからの介護保険制度は財源と人材確保の問題が大きい」「介護保険改悪で利用者の負担が増大、事業所経営も厳しく存続できない」等々。私たちの老後はどうなる?安心して介護が受けられるよう、持続可能な保険制度を確立させなければ、と強く思いました。(西田)



新井先生による学習会の様子

府  
本  
部  
女  
性  
部

1月28日は毎月定例の女性部会、ワイワイ論議したあとは、みなでお昼ごはん。今日は、京都市美術館別館へ矢吹さんが出展している睦展を見にいきました。城陽支部の河端ひろ子さんの作品もあって、沢山のすばらしい作品を楽しみました。(粟倉)

「新婦人しんぶん」22年10月22日号  
「女性の低年金是正へ 国庫負担で  
月8万円最低保障年金制度を」

(1月号から続き)

② 全日本年金者組合執行委員長・  
女性部長 中川滋子さんと考える

後期高齢者医療制度で、窓口負担が2022年10月10日から一定の収入のある人(課税所得28万円以上や、夫婦で年収320万円以上の世帯)は、窓口負担が2割と倍化に。介護利用料も利用すれば原則1割負担ですが、収入によってすでに2割負担が導入さ

れ、個室代や食事代なども全額自己負担です。

男女賃金格差が年金格差に  
—年金支給額に、男女で大きな差があります。

ジェンダー不平等のなか女性の低年金構造が作られてきました。日本的な古い慣習は「家事は女がする」というもので、特に70年代前半までは多くの事業所で結婚退職制度があり、女性は結婚、出産、育児、介護などで退職を選ばざるをえませんでした。退職し、その後再就職しようとしたときには非正規雇用しかなく、「女性の働き方は家計補助的なものだから低賃金でいい」という考え方が主流で、正規で働き続けても昇進もなく、男女賃金格差が当然とされてきました。また、85年雇用機会均等法制定とほぼ同時に、第3号被保険者制度がつけられ、夫に扶養される配偶者は保険料を払わなくても老齢基礎年金が受給できるようになりました。専業主婦化を支え、またその分の保険料は男女賃金格差のもとに置かれている女性労働者も含めて負担するという仕組みでした。男女賃金格差や3号保険者であった期間など、女性の低年金に連動されることとなり、女性の男女格差は、ジェンダー不平等、性による差別そのものといえます。